

本宮市教育委員会教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 市行財政の円滑な運営を図るため、教育長等が教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準を定めるものとする。

2 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

(1) 本宮市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの

(2) 本宮市教育行政について顕著な功績があったもの

(3) 災害、事故等のあったもの

(4) 教育長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。

支出区分	内 容 等	金 額
会 費 (懇談費)	市政運営上必要と判断される会議、会合等 に出席するときで、定められた会費等を支 出する経費。また、会議等で市政に関する 意見交換、情報収集等のために必要と認め られるものの経費	会費相当額
慶 祝	各種総会、大会、式典、行事等に対するお 祝いに係る経費(祝電の場合含む)	実費相当額等
弔 慰	葬儀等における香典、供花、供物等に係る 経費(弔電の場合含む)	別表に定める基準 による額
見 舞	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る 経費	社会通念上妥当と 認められる額
贈 答	市政運営上、必要な訪問及び陳情並びに来 客時等の土産代に係る経費	社会通念上妥当と 認められる額
その他	その他市教育行政運営上、教育長が特に支 出する必要があると認める経費	社会通念上妥当と 認められる額

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）弔慰の支出基準

支出条件又は対象者		弔慰金額等	供花 (花環)	弔辞	摘 要
教育委員会委員	現	5,000			委員長は市長弔辞、委員は委員長弔辞
学校医等	現	5,000	-	-	
歴史民俗資料館長	現	5,000			弔辞は教育長
地区公民館長等	現	5,000	-		弔辞は教育長
市内教職員	現	5,000			弔辞は教育長
事務局員	現	5,000			弔辞は教育長
その他教育長が特に必要と認めるもの		社会通念上妥当と認められる額等			

(注)

1. 「供花」は社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
1. 「供花」は、相手方の意向等の事情がある場合には、「供物」に替えることができる。